

系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正に係る意見・情報の募集結果

番号	項目	提出された御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
1	全般	農林水産業協同組合貯金保険法改正の施行（令和4年4月1日）から1年以上が経過したこのタイミングで本改正を行おうとする理由は何か。	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号。以下「貯金保険法」という。）改正を踏まえ、本監督指針の整備に係る検討を経て、今般、本改正案のとりまとめに至ったものです。
2	全般	国内の金融機関同士の契約においても、外国法準拠であった場合は対応が必要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	全般	本規制はグループベースで適用されるため、海外現地法人が海外顧客と行う外-外の契約書にも適用されるが、貯金保険法上のステイの決定の効力を及ぼすことが本規制の目的であることに鑑みると、具体的に適用対象となる外-外の契約書は農中が保証人又は指定組織（Specified Entity）に指定されている契約書、すなわち農中の破綻がトリガーとなり早期解約権が行使される可能性のある契約書という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	全般	本監督指針の「外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力を確保するための対応」の対象には、信託銀行は含まれているものの、信託口座は入っていないとの理解で良いでしょうか。	信託銀行が受託者となる信託勘定に係る対象契約も本指針の対象となります。

5	全般	<p>当監督指針において、外国法準拠の法律とは、日本以外の外国の法律を指すと考えられますが、仮に、海外子会社が本監督指針の適用範囲となる場合、当該海外子会社に対しても、日本以外の外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力を及ぼす対応が必要になるという認識でよろしいでしょうか。(例えば、仮に米国に子会社がある場合、当該子会社から見た「外国」とは、「米国以外の国」ではなく、「日本以外の国」という認識でよろしかったでしょうか。)</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
6	全般	<p>本件改正監督指針の「ステイの決定の効力」の範疇は特定解除等の制限についての特例措置であり、EUのBRRDのように契約上のベイル・イン効果を顧客に認証させることまで求められないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	全般	<p>本件改正監督指針に対応するためには、各顧客にステイの意味、効果等、対応策としての変更契約雛形、貯金保険法と預金保険法の相違、および農林中央金庫の特性に関し、よく理解してもらうことが不可欠です。一方、日本の破たん処理制度や農水産業協同組合法制に関する英語文献が少なく、これらについて海外での認知度、理解度が必ずしも高くないと思われること等を考慮すると、上記対応には多大な労力、時間を要することが予想されます。また、本規制を遵守する方法は、ISDA プロトコル方式ではなく、ISDA 変更契約雛形等に基づき金融機関と個々に契約締結することが想定されるため、完了にはそれなりの時間がかかることも予想されます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、監督指針の適用時期につきましては、2023年7月1日とさせていただきます。</p>

		<p>例えば、同様の規制を既に導入している国の中には、取引相手方の類型を分けて段階的な導入を行う等の配慮を行っていたところもあります（英国規制については、同国では2016年6月1日から同様の規制が導入されていたが、取引相手方が、公衆から預金等を受け付け自己の勘定において貸付けを行う”Credit Institution”等以外である取引については、2017年1月以降に初めて規制が及ぶこととされておりました。）。</p> <p>本規制の導入時期、方法を定める際には、上記のような点をご考慮頂きたく存じます。また、カウンターパーティに対するリスク量や規模に応じた段階的な適用や証拠金規制と同様に金額上の閾値を設ける等、農林中央金庫が行う市場取引ビジネス及びリスク管理に支障が出ないようにご配慮頂きたく存じます。</p>	
8	Ⅱ－2－10－1 関係	<p>「Ⅱ－2－10－1 意義」において西暦表記が用いられているが、監督指針の他の規定では和暦が用いられている。</p>	<p>これまでも、国際金融規制に関する箇所を中心に西暦表記を用いていることを踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。</p>
9	全般	<p>本事項は、従前から関係当事者の関心事項であり、本件改正監督指針を遵守する上でも、関係者の重要な関心事項となることが予想されますので、ステイ決定の特定解除等の措置実施期間の上限を2営業日という形で明確にすることを願います。</p>	<p>貯金保険法第118条の3第1項に基づく決定に係る措置期間実施中は、当該決定の対象となる契約については、同条第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定</p>

			<p>解除等の条項は効力を有しないこととなりますが、その具体的な期間については、金融安定理事会の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011年公表、2014年改訂版公表）の趣旨も踏まえつつ、実効的な破綻処理を可能とする観点から、実際に秩序ある処理等を行う場合において適切に判断していく必要があると考えられます。</p> <p>なお、貯金保険法第118条の3第1項に規定する関連措置等には、認定又は特定認定に関連する倒産手続上の措置も含まれると考えられます。</p> <p>（参考）2011年公表「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」付属文書 I-Annex5</p> <p>2.1(ii) 早期解約条項の発動停止の期間は厳しく制限される（例えば、2営業日を超えない期間）。</p>
10	II-2-10-1 関係	<p>農中は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要があるとされているところ、前提として、貯金保険法第118条の3第1</p>	<p>貯金保険法第118条の3第1項は、農中の財務の状況等を踏まえて（同法第97条第1項又は同法第110条の2第</p>

		<p>項の決定の対象となった取引に係る農中の債務は、同項に定める措置実施期間満了後には、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられた農中によって当初約定どおり履行されることになるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1 項)、「我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避する」ことを目的として一時的に特定解除等の効力を有しないこととすることを定めるものです。そのため、同法第 118 条の 3 第 1 項に定める措置実施期間満了後には、金融安定理事会の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011 年公表、2014 年改訂版公表)の趣旨も踏まえ、農中に対して「我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置」が講じられることにより農中の財務が改善することが期待され、その結果として我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれが回避されることが企図されています。</p> <p>当該措置実施期間中に農中に対して「我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置」としてどのような措置が実施されるかは、実際に関連措置等を行う場合において適切に判断していく必要</p>
--	--	---	---

			<p>があると考えられますが、一般的には、農中の財務の状況等に応じて、同法第110条の12に基づく資金の貸付け等や、同法第110条の14に基づく優先出資の引受け等といった財務の改善に関する措置の実施が検討されるものと考えられ、農中は、同法第118条の3第1項に基づく決定の対象とされた取引に係る債務を継続して負うこととなります。</p> <p>(参考) 上記「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」 附属文書 I-Annex 5 の 1.2 第一文：主要な特性では、適切なセーフガードに従い、破綻処理の開始及び破綻処理権限の行使は、破綻処理の対象たる機関の契約相手方に対して早期解約権を認める事由を構成しないが、当該契約における支払債務や引渡債務などの本質的な債務、担保の引き渡しが継続して履行されることを条件とする旨を規定する。</p>
11	II-2-10-2 関係	<p>監督指針の趣旨に鑑みれば、全取引に対してステイの対外効を確保することまでは求められておらず、本邦金融システ</p>	<p>農中においては、個別具体的な状況(例：取引量、リスク特性、取引の相手</p>

		<p>ムに著しい混乱が生じることの回避が目的と理解しております。</p> <p>このため、例えば店頭デリバティブ取引であればグループの想定元本全体の9割をカバーする水準を目安にする等して、取引の重要性・規模・リスク特性・取引相手方の属性等に鑑みて対象（拠点・取引・子会社・業種等）を選定するなど柔軟な対応を許容いただきたく存じます。</p>	<p>方の属性等)を踏まえつつ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から必要となる外国法準拠の契約の管理態勢を整備することが求められます。</p>
12	Ⅱ-2-10-2 関係	<p>「農中グループでの管理体制を整備」をするにあたって、「グループの中核会社である農中」がグループ各社の管理態勢整備状況を一元管理する場合、「グループ内の証券子会社等」から契約締結状況に係る情報や「個々の契約にステイ条項を盛り込んでいる旨」のコメントを受領することは、ファイヤーウォール規制に抵触しないという理解でよいか。</p>	<p>本指針に関連して、農中グループレベルでの管理態勢を整備するために、グループ内の証券子会社等から態勢整備に係る情報を受領することは、いわゆるファイヤーウォール規制（金融商品取引法第44条の3）に抵触するものではないと考えられます。</p>
13	Ⅱ-2-10-2 関係	<p>「Ⅱ-2-10-2 主な着眼点」注において「農中グループ」と規定するのはなぜか。監督指針中の他の項において単に「農中」というときは、農中の子会社等における対応は特段必要ないということなのか。</p>	<p>農中及び農中子会社等の「農中グループ」に着目した着眼点とするためです。また、監督指針中の他の項において単に「農中」としている場合は、農中に向けた対応を示しております。</p>
14	Ⅱ-2-10-2 関係	<p>「農中グループで管理態勢を整備する必要がある」とありますが、これは必ずしも農中が、グループ各社の契約状況を一元管理する態勢を直ちに求めるわけではなく、グループの実情にあった管理態勢（例：グループ共通のガイドラインの</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、グループの実情に即した管理態勢の整備・構築が求められると考えられ</p>

		もとに、原則グループ各社で管理。農中は適宜管理状況につき報告を受ける等。)を整備・構築することで本規制を遵守できるとの理解で良いでしょうか。	ます。
15	Ⅱ-2-10-2(1)関係	対象取引の相手方の範囲について、「中央清算機関を除く取引の相手方」とありますが、政府、中央銀行、FMI(金融市場インフラ)等についても中央清算機関と同様に範囲から除外するようお願いしたく存じます。	外国中央銀行・外国中央政府・FMIを一律に本指針の対象となる取引の相手方から除外する事は、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から、適当ではないと考えられます。
16	Ⅱ-2-10-2(1)関係	「中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合(既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。)及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応(注)を行っているか」とありますが、委託清算参加者として中央清算機関でのセントラルクリアリングを行っている場合、つまり受託清算参加者との間で、外国法準拠のクリアリングブローカー契約を締結している場合、当該クリアリングブローカー契約については、中央清算機関同様に取引の相手方から除かれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	Ⅱ-2-10-2(1)関係	金融先物取引(いわゆる「金先」)は「対象取引」に含まれるでしょうか。	店頭金融先物取引については、対象取引に含まれます。

18	Ⅱ－２－１０－２（１）関係	<p>対象取引は「店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む）」と定義されていますが、これは一括清算法における特定金融取引と同様であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・「これらの取引に類似する取引」について、現時点で該当する具体的事例があればお示しいただきたく存じます。</p> <p>・仮に今後 ISDA 等の業界団体により変更契約雛形が公表された場合において、当該変更契約雛形が「監督指針に定める『対象取引』に係る『特定解除等の条項』を含む外国法準拠の、既存の契約を含む『契約』」に対して変更を適用する建付けになっていた場合、その雛形に基づく変更契約締結で監督指針のⅡ－２－１０－２（１）に掲げる対応に該当するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点で想定している対象取引は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第２条第１項に定める特定金融取引、及びこれらの取引の担保の目的で行われる取引となります。将来的に、新たな取引類型について解釈上の疑義が生じた場合には、外国法準拠の契約に対するステイの決定の効力の確保の観点から、個別に類似性を判断することになると考えられます。</p> <p>変更契約雛形については内容を確認する必要がありますが、ご指摘のように変更対象が特定されて契約が締結されるのであれば監督指針のⅡ－２－１０－２（１）に掲げる対応に該当すると考えられます。</p>
19	Ⅱ－２－１０－２（１）関係	<p>どの範囲の契約のアmendをもって「実質的に変更」とするのか、その基準をお示し頂きたく存じます。また、既存の契約”に係る”取引について、その範囲を具体的にお示し頂きたく存じます。</p>	<p>ご質問の点については、個別の事例ごとに、実態に即して判断すべきものと考えられますが、一般的には、例えば、契約当事者、取引の種類、取引金額、期間、保証人、担保目的物の種類・金額等の変更は契約内容の重要な変更であ</p>

			り、実質的な変更該当します。 「既存の契約に『係る』取引」とは、原則、既存の契約に基づく個々の対象取引を意味します。
20	Ⅱ－２－１０－２（１）関係	「契約締結等」について、「特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合」、「既存の契約に係る新規の取引を行う場合」には、既存契約に紐づく既存取引の期限前任意解約や条件変更は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	既存の契約に係る既存取引の期限前任意解約は「契約締結等」に含まれませんが、他方で、既存取引の条件変更は、当該条件変更が新規の取引の実施と同視できる場合には「契約締結等」に含まれることになると考えられます。
21	Ⅱ－２－１０－２（１）関係	「Ⅱ－２－１０－２ 主な着眼点（１）」注に掲げる対応が金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」と異なるのはなぜか。具体的には、金融庁の各指針のまる１に対応する事項を掲げず、まる２に対応する事項において「(国際的な業界団体が公表する、・・・を含む。）」と明示する理由は何か。	当該注書きについては、貯金保険法第97条第1項に規定する認定又は同法第110条の2第1項に規定する特定認定の対象となる農中に関して、考えられる具体的な対応の例を示したものです。
22	Ⅱ－２－１０－２（１）関係	「・・・及ぶことを契約書に明記する対応」について、「・・・及ぶことの契約上の同意を得る対応」等、基本契約中への明記を要件としない表現にさせていただきたく存じます。	具体的な対応は、必ずしもⅡ－２－１０－２（１）の注書きに限定されるものではありませんが、取引の相手方の同意内容は、原則として契約書に明記する事が望ましいものと考えられます。なお、個別の契約書とは別途、取引の相手方による包括的な同意内容が明記さ

			れた契約書が作成されており、当該同意の効果が個別の契約に及ぶことが客観的に明らかである場合には、必ずしも個別の契約書に取引の相手方の同意内容を明記する必要はないものと考えられます。
23	Ⅱ－2－10－2（1）関係	本監督指針の適用範囲となる外国法準拠の契約を有していない場合、Ⅱ－2－10－2（1）の注書きにあるようなステイの効力が及ぶことを契約書に明記する対応は不要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
24	Ⅱ－2－10－2（2）関係	既存の契約に係る留意事項における、外国法準拠の既存の契約に対する対応要否の判断として、「ステイの決定の効力が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で」とありますが、「影響の重要性」を判断する上でどのようなファクターや基準が想定されるか、ご教示ください。	外国法準拠の契約に対するステイの決定の効力の確保という本指針の趣旨を踏まえ、量的影響、質的影響の両面から「影響の重要性」を判断する事が考えられます。
25	Ⅱ－2－10－2（2）関係	既存契約についても、「ステイの決定の効力が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ」、新規取引と同様の対応を行うことが望ましいとされていますが、既存契約に基づき新規の取引を行う予定がない場合は規制対象から除外していただきたいと存じます。	新規の取引を行う予定がないことをもって一律に既存契約を本指針の対象から除外することは、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から、適当ではないと考えられます。
26	Ⅱ－2－10－2 関係	本規制で課されるのは態勢整備義務であり、規制が導入された後も、変更契約を締結していない金融機関と一切取引をしてはならないという取引回避義務を課すものではなく、柔	対象取引について、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合又は特定解除等の条項を含む既存

		<p>軟な規制手法を選択頂いたものと理解しています。</p> <p>一方で、どういう場合に取引してよいか、いけないかが必ずしも明確ではない（例えば、規制導入後、大体何週間/何ヶ月までなら変更契約締結は未締結ながら締結に向け検討している状態で取引できるのか、相手方が変更契約締結等の対応をする意思がないことを明確に示した場合に取引を継続してよいのか等）ことから、規制確定後に監督の目線について適宜コミュニケーションに応じて頂きたいと存じます。</p>	<p>の契約に係る新規の取引を行う場合、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するという本指針の趣旨に鑑み、ステイの決定の効力の確保に向けた最善の努力を尽くすことが求められます。少なくとも、取引の相手方との間の交渉経緯等を記した書面等を作成したうえで、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けて必要な契約上の対応を継続的に取り組んでいくことが求められると考えられます。</p>
27	Ⅱ－２－１０－３ 関係	<p>「農中グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い」とあるが、ヒアリング項目の目線をお示し頂きたいと存じます。</p>	<p>外国法準拠の契約に対するステイの決定の効力の確保が図られているかを検証する上で必要と考えられる項目（例えば、本指針の対象となる外国法準拠の契約に基づく対象取引に係る取引量及びその内訳、対象取引のうちステイの決定の効力が確保されている取引の割合、ステイの決定の効力が確保されていない対象取引についての取組の状況等）についてのヒアリングを実施することが考えられます。</p>

28	Ⅱ－２－１０－３ 関係	<p>「Ⅱ－２－１０－３ 監督手法・対応」において「・・・条の規定に基づき（く）」との表記が用いられているが、監督指針の他の規定では「条に基づき」との表現が用いられている。</p>	<p>記載内容に特段の影響を与えるものではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
29	その他	<p>本意見募集は「任意の意見募集」として行われているが、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」は、「行政処分を行う際の留意点」「行政指導等を行う際の留意点等」「許可申請に係る事務処理」等を定めている点において、行政手続法第２条第８号に定める「審査基準」「処分基準」「行政指導指針」に該当するものであり、命令等であるから、行政手続法第６章の規定に基づく法定の意見募集手続を行う必要があるのではないか。このように基本的な点において公示の内容に誤りがある場合、意見募集手続が同章の定める要件を満たしていたとしても、法定の意見募集として改めて実施する必要があるのではないか。</p> <p>(本改定案においては「Ⅱ－２－１０－３ 監督手法・対応」において報告、命令等に係る基準の定めがある。)</p>	<p>本改正案については、法定の意見公募の要件には該当しないものと考えております。</p>